

五日市街道地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
配置	
	五日市街道に面して壁面を後退するなど配置を工夫し、街道の風致の保全に配慮する。 記載欄
	五日市街道に面してオープンスペースや空地を設けるなど、連続性のある風致の形成に配慮する。 記載欄
外観	
	建築物全体のバランスだけでなく、周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄
	五日市街道に顔を向けた意匠となるよう配慮する。 記載欄
	五日市街道に面する壁面の分節化などにより、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減に配慮する。 記載欄
	色彩は、別表4-4-1（P. 79）に示す色彩基準に適合するとともに、五日市街道の風致や周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄
	屋根や屋上に設備などがある場合は、建築物と一体的に計画するなど周辺からの見え方に配慮する。 記載欄
	駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属設備や屋外階段は、建築物との調和を図り、周囲からの見え方に配慮する。 記載欄
高さ・規模	
	五日市街道に面する建築物の高さは、周辺の建築物群や沿道の緑の樹高との調和を図る。 記載欄

緑化・植栽	
敷地内はできる限り植栽し、周辺の緑と連続するよう、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。	記載欄
交差点などに面する敷地は、植栽するなど公共空間からの見え方に配慮する。	記載欄
五日市街道沿道では、緑化や植栽など、風致の保全・再生に努める。	記載欄
緑化にあたっては周辺の植生に適した樹種を選定し、地域環境との調和や保全に努める。	記載欄
外構	
五日市街道の風致を保全するような地域の特徴となる自然や植栽と調和した外構計画に努める。	記載欄
照明	
低層部の壁面や外観、外構を照らすなど、周辺の環境に応じた照明を行う。	記載欄
歴史・自然	
歴史的な建造物、遺構、残すべき既存樹木などが敷地内や周辺にある場合は、建築物の配置を工夫するなど、地域の特徴として生かす。	記載欄
敷地内に用水や湧水などがある場合は、それらを生かした空間形成に配慮するとともに保全を図る。	記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

五日市街道地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
配置	
	五日市街道に面して配置を工夫するなど、街道の風致の保全に配慮する。
記載欄	
外観	
	周辺の主な視点からの見え方を考慮し、街並みとの調和を図る。
記載欄	
	色彩は、別表4-4-1（P.79）に示す色彩基準に適合するとともに、五日市街道の風致や周辺の街並みとの調和を図る
記載欄	
高さ・規模	
	長大な壁面の創出を避け、圧迫感の軽減に努める。
記載欄	
緑化・植栽	
	敷地内はできる限り植栽し、周辺の緑と連続するよう、壁面の緑化を積極的に行う。
記載欄	
	緑化にあたっては周辺の植生に適した樹種を選定し、地域環境との調和や保全に努める。
記載欄	
外構	
	五日市街道の風致を保全するような地域の特徴となる自然や植栽と調和した外構計画に努める。
記載欄	
照明	
	過度な照明を避け、周辺の環境に配慮する。
記載欄	

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

五日市街道地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
土地利用	
事業区域内のオープンスペースは、隣接又は近接する区域のオープンスペースと連続的に配置するなど、ネットワークの形成された土地利用計画とする。	記載欄
事業区域の土地利用計画は、周辺地域を含む将来的なイメージを意識したまとまりのある計画とする。	記載欄
事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園などのオープンスペースに取り込んだ計画とする。	記載欄
区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。	記載欄
電線類の配置は、道路の規模や機能などに応じて、地中化や電柱の配置などを工夫する。	記載欄
事業区域内の公園や緑地、オープンスペースなどは、交差点などアイストップとなるよう配慮する。	
事業区域周辺に地域の歴史を感じる樹林や寺社などがある場合は、オープンスペースの配置を工夫するなど、地域の特徴を生かした土地利用計画となるよう配慮する。	記載欄
造成等	
大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁 ^{ようへい} や法面 ^{ほっぺ} などが生じないようにする。	記載欄
擁壁 ^{ようへい} や法面 ^{ほっぺ} の緑化などにより、圧迫感を軽減する。	記載欄
緑化・植栽	

周辺の植生に適した樹種を選定し、低中木や高木などをバランスよく植栽するなど、地域環境の保全に配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

五日市街道地区（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

五日市街道地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
造成等	
記載欄	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁 ^{ようへい} や法面などが生じないようにする。
記載欄	擁壁 ^{ようへい} や法面の緑化などにより、圧迫感の軽減を図る。
記載欄	隣接地に近接して堆積しないよう、敷地周辺における空地の確保に努める。
記載欄	堆積物の堆積の高さは、原則 5 m 以下とする。
記載欄	土石、廃棄物などの堆積のために設置する壁面の高さは、原則 5 m 以下とする。
外構	
記載欄	事業地には、塀や植栽を設置するなど周辺の街並みとの調和を図る。
緑化・植栽	
記載欄	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地などや散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。
記載欄	周辺の植生に適した樹種などによる緑化を行う。

上記以外で特に景観に配慮した事項

五日市街道地区（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

